令和3年度第4回 全国健康保険協会静岡支部評議会 資料2

令和4年度 静岡支部事業計画(案)について

本部事業計画の概要

令和4年度全国健康保険協会事業計画の概要(案)

令和4年度事業計画の位置づけ

- ▶ 令和3年度からスタートした保険者機能強化アクションプラン(第5期)では、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- ▶ 本事業計画は、保険者機能強化アクションプラン(第5期)の目標を達成できるよう、令和4年度に実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

(1)基盤的保険者機能

【主な重点施策】

- ●健全な財政運営
 - ・ 中長期的な視点から健全な財政運営に努める
- ●現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進
 - ・ 標準化した業務プロセスの徹底による業務の正確性と迅速性の向上
 - ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施及び制度整備等に関する国への意見発信
 - ・ 不正の疑いのある事案の重点審査及び立入検査の実施
 - ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づく効果的な点検の推進
- ●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進
 - ・ 保険証未返納者への文書や電話催告等の強化
 - ・ 債権の早期回収の強化及び、保険者間調整や法的手続きの実施による返納金債権の回収率の向上
- ●業務改革の推進
 - 業務の標準化・効率化・簡素化の推進
 - ・ 職員の意識改革と柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化による生産性の向上
- ●オンライン資格確認の円滑な実施
 - ・ 国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進への協力

(2)戦略的保険者機能

【主な重点施策】

●特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用(実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等の選定など)した効果的・効率的な受診勧奨の実施
- ・ 地方自治体との連携(市との協定締結の推進等)によるがん検診との同時実施等の拡大
- ・ 事業者健診データの取得に係る新たな提供・運用スキームの構築に向けた国への働きかけの実施

●特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・ 外部委託による健診当日の初回面談の更なる推進及び情報通信技術の活用
- 特定保健指導のアウトカム指標を用いた試行的な運用を行う
- ・ 協会保健師の育成プログラムの策定(保健師キャリア育成課程)を実施

●重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者に対する受診勧奨の確実な実施
- ・ 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施

●コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス(どのような手順で行うか)及びコンテンツ(何 を行うか)の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図る
- ・健康教育(身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るための新たなポピュレーションアプローチの検討
- ・ 事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルスの予防対策の推進

●ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 加入者に対するジェネリック医薬品軽減額通知
- ・「医療機関・薬局向け見える化ツール」等を活用した、医療機関・薬局に対する働きかけ
- ・ 安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進しているか確認しつつ、使用促進に向けて、医療保 険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等における積極的な意見発信

(2)戦略的保険者機能

●支部で実施した好事例の全国展開

- ・ 支部の特性等を踏まえた保健事業の充実・強化(次期アクションプランで想定)に向けた取組を、令和5年度に パイロット事業として実施することとし、令和4年度にその事業の選定や計画の策定を行う
- ・ 上記の事業の充実・強化等を見据え、支部保険者機能強化予算を活用した禁煙対策、メンタルヘルス等の保 険事業も推進

●地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

- ・地域医療構想調整会議や医療審議会等におけるエビデンスに基づく効果的な意見発信
- ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会等における医療保険制度の持続可能性の確保等に関する意見発信

●調査研究の推進

- ・ 保険者協議会、都道府県、市町村等と連携した医療費等の分析や共同事業の実施の検討
- ・ 医療費適正化の施策等の検討のための外部有識者を活用した調査研究等の実施
- ・ 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信

●広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・ 加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、全支部共通の広報資材作成による広報の実施
- ・ 作成した広報資材を活用した広報の実施結果等を踏まえた広報資材の改善、拡充の検討

(3)組織・運営体制の強化

【主な重点施策】

- ●人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
 - ・ 管理職を対象とした階層別研修による管理職のマネジメント能力の向上
 - ・ 標準人員に基づく適切な人員配置と次期業務システム導入による人員配置の在り方や標準人員の見直しの 検討

●OJTを中心とした人材育成

・ 広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、新たにスタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得やPCスキルの向上を目的とした研修を実施するとともに、新入職員育成プログラムとして2年目研修の実施を検討

●本部機能及び本部支部間の連携の強化

・ 戦略的保険者機能を更に強化するための本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた取組 の実施

●内部統制の強化

・ 内部統制基本方針に則った内部統制整備の着実な推進

●中長期を見据えた次期システム構想の実現

・ 令和5年1月サービスインに向けた次期業務システムの構築・テスト・リリースの確実な実施

<参考>次期業務システムの概要

【背景】

次期業務システムは、新たな業務戦略に向けた業務改革・効率化施策の要件を取り込み、効率的な業務処理を確立して基盤的保険者機能の強化に寄与すること、また、保健事業の推進やビッグデータの分析など戦略的保険者機能の強化に寄与することを目的として、現行システムのホストサーバーや西日本データセンターの契約満了時期を踏まえ、令和5年1月のサービスインを予定している。

【次期業務システムで目指すこと】

- ①基盤的保険者機能の強化(業務系システムの改修)
 - ・現金給付等の審査業務及びレセプト点検業務の自動化による業務効率化
 - ・ 入力処理のOCR化による業務効率化
 - ・ 事務処理の工程管理機能による処理遅延等の事故防止や管理者による業務処理状況の把握

②戦略的保険者の機能強化(保健事業システムの改修と情報系システムの新規構築)

- ・ 健診勧奨結果の状況など新たな管理項目の追加による保健事業関係機能の強化
- ・ レセプトデータや健診データなど協会が独自に保有するビッグデータを利活用し、地域ごとの医療費格差の要因分析や

加入者の健康づくりに資する新たな情報系データベースを構築

- ・ 本部及び支部職員が使用しやすい分析ツール導入による積極的なデータの利活用
- ・ これらの情報活用のため、クラウド上でタイムリーかつ精度の高いデータによる分析業務の精緻化

③組織・運営体制の強化(コミュニケーションツールとインフラの新規構築)

- ・ 電子決裁及び決裁文書一元管理の導入による内部統制の整備
- ・ポータルサイトの改良及びテレビ会議システムの導入による情報伝達や本支部間の連携強化
- ・ 災害対策環境の構築による安定的なシステム運用の実現
- ・ ノート型端末など用途に即した端末導入によるペーパーレス化、業務効率化及び利便性の向上
- ・ データベース及びデータセンター構成の見直し、基盤調達単位の見直し等によるITコスト適正化

静岡支部の主な重点施策

(1)サービス水準の向上 業務グループ

- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。
- ・加入者、事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、必要な相談体制等の整備を図る。
- ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見いだし、 迅速に対応する。

KPI

- ①サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を98.7%以上とする

指標	令和4年度KPI	令和3年度KPI	現状
①サービススタンダード達成状況	100%	100%	100%(R3.12末)
②現金給付等申請の郵送化率	98.7%	99.1%	98.6%(R3.12末)

(2)限度額適用認定証の利用促進 業務グループ

KPI設定なし

- ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。
- ・医療機関事務担当者にオンライン会議形式で説明会を開催し、相互の業務効率化と加入者サービスの向上と利用促進を図る。

(3)現金給付の適正化の推進 業務グループ

KPI設定なし

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。

(4)柔道整復施術療養費等における文書照会の強化 業務グループ

・柔道整復施術療養費について、多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。

なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔 道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。
- ・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合に ついて<mark>対前年度以下</mark>とする

指標	令和4年度KPI	令和3年度KPI	現状
柔道整復施術療養費申請割合	前年度以下	0.70%	0.66%(R3.11末)

(5)被扶養者資格の再確認の徹底 業務グループ

- ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする

指標	令和4年度KPI	令和3年度KPI	現状
被扶養者資格確認書の提出率	93.4%	92.7%	59.3%(R3.12末)

(6)業務改革の推進 業務グループ

KPI設定なし

- ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着 化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

【困難度:高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

(1)効果的なレセプト内容点検の推進 レセプトグループ

・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点 検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。

【困難度:高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた(※)。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

(※)電子レセプトの普及率は98.8%(2020年度末)となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

KPI

- ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする (※)査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額
- ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの審査額を対前年度以上とする

指標	令和4年度KPI	令和3年度KPI	現状
①レセプト点検の査定率	前年度以上	0.324%	0.325%(R3.11末)
②再審査レセプト1件当たりの査定額	前年度以上	6,032円	5,885円(R3.11末)

(2)返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 レセプトグループ

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するととも に、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
- ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【困難度:高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法(郵送時期)等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請の届出の場合の保険証の返納(協会への到着)は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、令和3年10月から、これまで保険者間調整(※1)により返納(回収)されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス(※2)の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

- (※1)資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。(債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。)
- (※2)社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振替える仕組み。

(2)返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 レセプトグループ

KPI

- ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする

指標	令和4年度KPI	令和3年度KPI	現状
①保険証回収率	前年度以上	94.64%	88.10%(R3.11末)
②返納金債権回収率	前年度以上	67.8%	46.56%(R3.11末)

(1)-1 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上(被保険者) 保健グループ

- 健診受診勧奨対策
 - ・受診率の向上に向け、加入事業所、健診機関、関係団体等との連携を強化した健康意識の啓発活動を通じて、健診受診 から保健指導を受けるまでの一貫した体制を構築し、加入者の利便性の向上及び受診者の増加を図る。
 - ・事業所における健診受診状況を確認し、事業者健診結果データ提供の利点(メタボリスク有無の発見、特定保健指導との連携)を事業主に周知し、従業員への健康づくりの重要性とデータ提供の促進を図る。その他、増加する加入事業所及び加入者への健診案内を確実に実施する。

【重要度:高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(65%)が示されており、重要度が高い。

【困難度:高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

KPI

- ①生活習慣病予防健診受診率を67.2%以上とする 被保険者(40歳以上)(実施対象者数:424,971人)
- ・生活習慣病予防健診 実施率 67.2%(実施見込者数: 285,581人)
 ②事業者健診データ取得率を8.0%以上とする・・事業者健診データ 実施率 8.0%(取得見込者数: 33,998人)

指標	令和4年度KPI	令和3年度KPI	現状
①生活習慣病予防健診受診率	67.2%	65.8%	35.6%(R3.10末)
②事業者健診データ取得率	8.0%	7.6%	3.0%(R3.12末)

(1)-2 特定健診受診率の向上(被扶養者) 保健グループ

- 健診受診勧奨対策
 - ・市町が行うがん検診と連携した「特定健診とがん検診の同時実施可能な集団健診」、協会主催の「オプショナル測定器付の集団健診」等、加入者の特性やニーズに応じた集団健診を設定し、受診者の増加を図る。
 - ・スマートフォンアプリLINEお友達登録機能を活用した受診勧奨、健康情報の発信

【重要度:高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(65%)が示されており、重要度が高い。

【困難度:高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

KPI

被扶養者の特定健診受診率を26.2%以上とする

被扶養者(実施対象者数:104,107人)

·特定健康診查 実施率 26.2%(実施見込者数:27,276人)

指標	令和4年度KPI	令和3年度KPI	現状
特定健診受診率(被扶養者)	26.2%	26.1%	9.3%(R3.10末)

(2)-1 特定保健指導の実施率及び質の向上(被保険者) 保健グループ

- 特定保健指導利用勧奨対策
 - ・健診当日の特定保健指導実施可能な委託機関及び初回面談分割実施可能な健診機関を増やす。
 - ・特定保健指導を契約できていない健診機関に、協会けんぽ保健指導者が入り、特定保健指導の実施ノウハウ等を健診 機関に指導する。
 - ・支部における保健指導利用勧奨の実施及び指導受入れ意思確認を、タイミングを計り早期に実施する。
 - ・保健指導勧奨を一部外部委託し、特定保健指導実施者数を効率的に増やす。
 - ・ICTを活用した特定保健指導面談実施件数を増やす。

【重要度:高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

【困難度:高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を 取得する者が減少しており、困難度が高い。

KPI

被保険者の特定保健指導の実施率を26.3%以上とする

被保険者(特定保健指導対象者数:65,514人)

·特定保健指導 実施率 26.3%(実施見込者数:17.230人)

指標	令和4年度KPI	令和3年度KPI	現状
特定保健指導実施率(被保険者)	26.3%	21.2%	10.3%(R3.10末)

(2)-2 特定保健指導の実施率及び質の向上(被扶養者) 保健グループ

- 特定保健指導利用勧奨対策
 - ・健診当日に特定保健指導初回面談分割実施が可能な健診機関を増やす。
 - ・オプショナル測定付集団健診等での健康相談において、特定保健指導対象予定者に対しアプローチを行い、スムーズな導入を行う。

【重要度:高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

【困難度:高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を 取得する者が減少しており、困難度が高い。

KPI

被扶養者の特定保健指導の実施率を16.6%以上とする

被扶養者(特定保健指導対象者数:2,564人) ·特定保健指導 実施率 16.6%(実施見込者数:426人)

指標	令和4年度KPI	令和3年度KPI	現状
特定保健指導実施率(被扶養者)	16.6%	16.5%	6.0%(R3.10末)

(3)重症化予防対策の推進 保健グループ

- ○未治療者に対する受診勧奨(未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数:7,840人)
 - ・対象者に対し、文書勧奨と併せて電話勧奨を実施する。
 - ・未治療者を放置しない取組みとして、要受診者への健診機関によるアプローチを強化する。
- ○糖尿病性腎症に係る重症化予防
 - ・静岡市糖尿病性腎症予防プログラムに則り、静岡市在住の糖尿病性腎症の対象者に対し、受診勧奨を文書で実施する。 その際に、受診ハガキを同封し、受診状況を確認する。

【対象者】空腹時血糖値126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上、主傷病名に糖尿、糖代謝、耐糖能と入っていない者で、

1)もしくは2)に該当する者

1)尿たんぱく(+)以上

2)腎機能低下者(健診受診年齢) (49歳以下) eGFR:60ml/分/1.73㎡未満

(50~69歳) eGFR:50ml/分/1.73㎡未満

(70歳以上) eGFR:40ml/分/1.73㎡未満

【重要度:高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

KPI

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする

指標	令和4年度KPI	令和3年度KPI	現状
受診勧奨後3か月以内に医療機関を 受診した者の割合	12.4%	11.8%	12.2% (R2.10~R3.3発送分)

(1)健全な財政運営 企画総務グループ

KPI設定なし

- ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料 率に関する議論を行う。
- ・今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今 後の見通しに関する情報発信を行う。
- ・各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。

【重要度:高】

協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け 皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度 が高い。

【困難度:高】

協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。

このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

(2)オンライン資格確認の円滑な実施 企画総務グループ

KPI設定なし

- ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上 を図る。
- ・また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等(令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表)」 等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。

【重要度:高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、 重要度が高い。

(3)コラボヘルスの推進 企画総務グループ

- ・健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス(どのような手順で行うか)及びコンテンツ (何を行うか)の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化 を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充 する。
- ・健康教育(身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。
- ・事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策について本部で検討中であることから、方針が示され次第、支部における取組を検討する。

【重要度:高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

KPI

健康宣言事業所数を6,000事業所以上とする

指標	令和4年度KPI	令和3年度KPI	現状
健康宣言事業所数	6,000事業所	5,500事業所	5,858事業所(R3.11末)

(4)広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 企画総務グループ

- ・加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、本部において作成した、「①協会の概要・財政状況」、「②申請手続き」、「③医療費適正化への取組」及び「④健康づくり」を主な広報テーマとした全支部共通の広報資材を活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。
- ・広報資材を活用した広報の実施結果等を踏まえ、広報資材の改善、拡充を検討する。
- ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。

KPI

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を61.0%以上とする

指標	令和4年度KPI	令和3年度KPI	現状
健康保険委員が委嘱されている 事業所の被保険者数の割合	61.0%	58.0%	60.4%(R3.11末)

(5)ジェネリック医薬品の使用促進 企画総務グループ

- ・ジェネリック医薬品の使用状況を可視化した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により、重点的に取り組むべき支部の課題(阻害要因)を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。
- ・医療機関、薬局ごとの可視化ツール及び医薬品実績リスト等を活用し、課題となる医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。
- ・加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布等の取組みを着実に行う。
- ・ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることを確認しつつ、使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、情報を収集し、事業対応の検討を行う。

【重要度:高】

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであるから、重要度が高い。

KPI

|協会けんぽ(静岡支部)のジェネリック医薬品使用割合※※を対前年度末以上とする

(※)医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

指標	令和4年度KPI	令和3年度KPI	現状
ジェネリック医薬品の使用割合	前年度末以上	81.0%	80.8%(R3.8末)

(6)インセンティブ制度の着実な実施 企画総務グループ

KPI設定なし

・令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和4年度から着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組や意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

【重要度:高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂2015」や「未来投資戦略2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

(7)地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 企画総務グループ

i)医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和6年度からスタート する次期計画の策定に向けて、意見発信を行う。

ii)医療提供体制に係る意見発信

・効率的、効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果(医療費の地域差や患者の流出入状況等)や国、県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

iii)医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

・医療保険部会や中央社会保険医療協議会、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、 地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。

iv)上手な医療のかかり方に係る働きかけ

・地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体と連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

【重要度:高】

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

KPI

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

指標	令和4年度KPI	令和3年度KPI	現状
データを活用した意見発信の実施	意見発信の実施	意見発信の実施	実施済

(8)調査研究の推進 企画総務グループ

KPI設定なし

- ・医療費適正化等に向けて、基礎情報等を活用して医療費等の地域差を中心に分析を行う。
- ・協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、都道府県、市区町村等と連携した医療費等の分析や共同事業の実施を検討する。

≪具体的な分析テーマ≫

1. コロナ禍における医療費の検証と医療計画における提言

コロナ禍における加入者の受療状況や時限的な診療報酬上の加算の影響を医療機関別に検証するとと もに、外来機能報告制度の開始による地域医療構想調整会議での議論を想定し、地域における外来分野 のキャパシティ等の検証を行う。

2. 要治療者における受療行動と医療費の検証

要治療者に対しては、協会による勧奨通知をはじめ、医療機関による介入もされているが、その後の受療率を比較した研究は少ない。また、医療費としては受療行動により、一時的に上昇することが想定されるが、検査値からコントール状況を評価し、受療行動による医療費と数値コントロールによる医療の質としての相関を調査した事例もまた少ない。

そこで、健診受診後の要治療者に対し、医療機関による積極的介入と通知のみの事業における受療率 を検証するとともに、医療機関介入/非加入群における疾病ごとの医療費、検査値を評価し、医療費の短期的上昇と検査値のコントロール状況の相関を分析する。

組織体制関係

(9)人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 企画総務グループ

KPI設定なし

- ・管理職を対象とした階層別研修等を通じて、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職の入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。
- ・支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期業務システムの導入 による事務処理の効率化等を踏まえた人員配置のあり方や標準人員の見直しについて検討する。

(10)人事評価制度の適正な運用 企画総務グループ

KPI設定なし

・評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

(11)OJTを中心とした人材育成 企画総務グループ

KPI設定なし

- ・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 また、広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、新たにスタッフと主任を対象に、統計分析に関する 基礎的な知識の取得やPCスキルの向上を目的とした研修を実施するとともに、新入職員育成プログラム として2年目研修の実施を検討する。
- ・戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、引き続き検討を進める。

組織体制関係

(12)リスク管理 企画総務グループ

KPI設定なし

- ・職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。
- ・令和5年1月の新システム構築にあたり、データセンターの構成、アプリケーション等に変更が生じることから、新システムに合わせて業務継続計画書(BCP)など各種マニュアルについて、必要な見直しを行う。

(13)コンプライアンスの徹底 企画総務グループ

KPI設定なし

- ・法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
- ・ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、外部相談窓口を設置し、その周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。

組織体制関係

(14)費用対効果を踏まえたコスト削減等 企画総務グループ

- ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
- ・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
- ・少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告(ホームページ等で調達 案件を公示し広く見積書の提出を募る方法)を実施する。

KPI

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20.0%以下とする (入札件数の見込み件数が4件以下の場合は、一者応札件数を1件以下とする)

指標	令和4年度KPI	令和3年度KPI	現状
一般競争入札に占める 一者応札案件の割合	20.0%以下	20.0%以下	0%(R3.11末)

KPI一覧

(1)基盤的保険者機能関係

項目	令和4年度KPI	(参考) 令和3年度KPI	現状
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を <u>100%</u> とする	①100%	①100% (R3.12末)
	②現金給付等の申請に係る郵送化率を98.7%以上とする	299.1%	②98.6% (R3.12末)
効果的なレセプト点検の推進	①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について 対前年度以上とする	①0.324%	①0.325% (R3.11末)
	 ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を <mark>対前年度以上</mark> とする	6,032円	②5,885円 (R3.11末)
柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 の施術の申請の割合について <u>対前年度以下</u> とする	0.70%	0.66% (R3.11末)
返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び 債権管理回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 対前年度以上とする	①94.6%	①88.0% (R3.11末)
	②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を <u>対前年度以上</u> とする	267.8%	②46.6% (R3.11末)
被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする	92.7%	59.3% (R3.12末)

(2)戦略的保険者機能関係

項目	令和4年度KPI	(参考) 令和3年度KPI	現状
特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	①生活習慣病予防健診受診率を67.2%以上とする	①65.8%	①35.6% (R3.10末)
	②事業者健診データ取得率を8.0%以上とする	27.6%	②3.0% (R3.12末)
	③被扶養者の特定健診受診率を26.2%以上とする	326.1%	③9.3% (R3.10末)
特定保健指導の実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導実施率を26.3%以上とする	①21.2%	①10.3% (R3.10末)
	②被扶養者の特定保健指導実施率を16.6%以上とする	©16.5%	②6.0% (R3.10末)
重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする	11.8%	12.2% (R2.10~R3.3発送分)
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を <u>6,000事業所</u> 以上とする	5,500事業所	5,858事業所 (R3.11末)
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解 促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>61.0%</u> 以上とする	58.0%	60.4% (R3.11末)
ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を <mark>対前年度未</mark> 以上とする	81.0%	80.8% (R3.8末)
地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度 改正等に向けた意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会の場において、医療データ等を活用した効果的な <u>意見発信を実施</u> する	左記と同じ	実施済

(3)組織体制関係

項目	令和4年度KPI	(参考) 令和3年度KPI	現状
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <mark>20.0%</mark> 以下とする (入札件数の見込み件数が4件以下の場合は、一者応札案件を1件以下とする)	20.0%	0% (R3.11末)